

図書館のコピーサービスについて

著作権法第31条により、一定の条件の下に著作権者の許諾を得ずに図書館資料の複写をすることができます。

以下の条件を守ってご利用ください。

- * コピーできるのは、**図書館資料**に限ります（持込資料はできません）。
- * 利用目的は、調査研究の用に供するために限ります。
- * 一人一部のみコピーすることができます。
- * 備付けの申込書に記入しカウンターに提出してください。
- * コピーできるのは、個々の著作物の半分以下です。

例) 短編・詩歌・楽譜などは、個々の作品の半分以下
事典などで、一項目ごとに著作権があるものは、その半分以下
住宅地図は、見開きで一つの著作物ですから、その半分以下

詳しくは右の表を参照してください。⇒



複写料金

白黒 : 10円 / 1枚 (B5, A4, B4, A3)

カラー : 50円 / 1枚 (B5, A4, B4, A3)
(本館のみ)

資料区分	複写の可否と条件
図書(単行書)	
① 一冊完結もの ② 複数冊のもの (上下巻、シリーズ物) ③ 全集、短編集等 ④ 本体から分離した付録	本文の半分以下。 各冊の半分以下。 収録されている個々の著作物の半分以下。 半分以下。
雑誌	
① 最新号 ② バックナンバー ③ 本体から分離した付録 ④ 一枚ものの付録の型紙 ⑤ 年鑑、白書、新聞縮刷版類	個々の記事の半分以下。 ※ただし、「時刻表」の最新号は複写不可。 各号の半分を超えない範囲で、個々の記事の全部分。 ※バックナンバーとなるのは、原則として次号が配架された時点とするが、半年刊以上並びに不定期刊の雑誌は、受入後、3ヶ月経過すれば個々の記事の全部分が可。 本誌と同じ扱い。 複写不可。 図書扱いとし、本文の半分以下。
新聞	
① 最新号 ② バックナンバー	複写不可。 前日の朝・夕刊、前号それぞれの半分以下。 ※バックナンバーとなるのは、原則として朝刊・夕刊それぞれの次号が配架されたとき。
地図	
① 一枚もの ② 住宅地図 ③ その他の地図帳 ④ 資料中の説明地図	一枚の半分以下。 見開き2ページの半分以下。 図書扱いとし、一冊の半分以下。 全部分可。
楽譜・歌詞	
① 一枚もの ② 楽譜集、歌集 ③ 歌詞カード	複写不可。 一曲の半分以下。 複写不可。
写真・絵画・図表・カット	
① 一枚もの ② 写真、画集、カット集等 ③ 資料中の説明写真等	複写不可。 複写不可。 ※ただし、複写目的に作られたカット集は図書扱いとし、一冊の半分以下。 全部分可。
電子資料	
① CD-ROM等の電子資料 ② 電子資料の複写 ③ 上尾市図書館が契約する オンラインデータベース	著作権の制限規定要件の範囲で複写を行う。 ※契約上で、付帯条件が設けてある資料はこの限りでない。 紙へのプリントアウトのみ。 ※ダウンロードは不可。 許諾または契約上の制限規定の範囲で複写可。 ※紙へのプリントアウトのみ。ダウンロードは不可。